

令和 5 年 第 8 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和5年7月25日（火）

## 色麻町農業委員会進行録

令和5年7月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 政	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐 藤 勝
6	農 政	佐々木 範 雄
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	齋 條 仁 美
9	農 地	早 坂 孝 悦
10	農 政	武 田 公美子
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第18号 農地法第3条の規定による許可の決定について  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について  
議案第20号 非農地証明願いについて

- 議 長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は12名でございます。  
定足数に達しておりますので、第8回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 それでは、1番菅原隆行委員、2番早坂成弘委員を指名いたします。
- 議 長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
…省略…
- 議 長 議事に入る前に皆様にお諮りいたします。  
本日の議案18号から19号について、現地報告に関し、報告者が私になっていることから、臨時議長とし大泉貞行会長職務代理者をお願いすることとして、宜しいでしょうか。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありましたので、議案第18号から議案第19号までの進行を臨時議長として大泉貞行会長職務代理にお願いいたします。
- 議 長 暫時休憩といたします。
- 【大泉貞行会長職務代理は議長席に移動】
- 大泉代理 それでは、堀籠会長に代わり暫時の間、私が議事を進行させていただきます。  
皆様、宜しくお願いいたします。
- 大泉代理 議案第18号、農地法第3条の規定により許可決定についてを議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第18号 農地法第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

大泉代理 番号9番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号9番、権利の種類、所有権移転、無償(贈与)、譲渡人〇〇さん、譲受人 〇〇さん、土地の所在、黒沢字新本田〇〇番地、地目、田、地積1,000㎡、譲渡し人の〇〇さんは、これまでも、新本田〇番地〇を所有する甥である譲受人の〇〇さんに耕作を依頼していたことから贈与を行いたい旨を伺っております。  
あわせて、議案第18号番号9番資料をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。  
適要につきましては記載のとおりでございます。

大泉代理 内容の説明が終わりました。

堀籠会長 それでは、番号9番について、農地法第3条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。  
去る7月10日、担当委員畑中長悦会長職務代理、高橋たえ子委員、私と、山崎局長の4名で確認を行いました。  
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。  
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

大泉代理 ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

大泉代理 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

大泉代理 全員賛成ですので、番号9番は可と決しました。

大泉代理 番号10番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号10番、権利の種類、所有権移転、無償(贈与)、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、土地の所在 王城寺字渡戸南〇番地〇、地目、田、地積2,385㎡、本件は、農地法第3条使用貸借を解約し、今後、譲受人〇〇さんの息子の後継者住宅建築に伴う申請を行うためと伺っております。

あわせて、議案第18号番号10番資料をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。

適要につきましては記載のとおりでございます。

大泉代理

それでは、現地調査の報告については、9番と同様に堀籠会長をお願いいたします。

堀籠会長

現地調査の日程及び担当委員については、議案第18号、9番の報告と同様であり、申請地の内容については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

大泉代理

ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

大泉代理

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手あり】**

大泉代理

全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

大泉代理

番号11番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号11番、権利の種類、所有権移転、有償(売買)、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、土地の所在、大字下本町〇番地〇、地目、畑、地積653㎡、本件は、〇〇さんが所有する敷地(宅地)、住宅の購入にあたり合わせて当該(畑)も購入するため申請を行った旨、伺っております。

あわせて、議案第18号番号11番資料をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。

適要につきましては記載のとおりでございます。

大泉代理

現地調査の報告については、9番と同様に堀籠会長をお願いいたします。

堀籠会長

現地調査の日程及び担当委員については、議案第18号、9番の報告と同様であり、申請地の内容については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

大泉代理

ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

大泉代理

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

大泉代理

全員賛成ですので、番号11番は可と決しました。

大泉代理

議案第19号、農地法第4条の規定により許可決定についてを議題といたします。

大泉代理

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

大泉代理

番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号2番 申請者、色麻町四竈字柳町〇番〇番地〇〇さん、申請地、新宿〇〇番〇番地、地目、田、地積 850㎡、申請内容につきましては、自己所有地への住宅等新築のための宅地転用でございます。

あわせて、議案第19号 番号2番 資料をご覧くださいながらご審議いただきますようお願いいたします。

適要につきましては記載のとおりでございます。

大泉代理

現地調査の報告については、議案第18号、番号9番と同様に堀籠会長をお願いいたします。

堀籠会長

それでは、番号2番について、現地確認の報告をいたします。  
農地法第4条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。  
現地調査の日程及び担当委員については、議案第18号、9番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。  
確認事項といたしましては、第1種農地であります但し農用地区域外であります。  
無断転用なし。  
土地改良区との関係は意見書として条件を付した諾されております。  
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。  
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます報告といたします。

ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

大泉代理

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

大泉代理

全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。  
以上で、議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

大泉代理

暫時休憩いたします。

【大泉会長職務代理お疲れ様でした。会長議長席へ移動】

議 長

大泉会長職務代理、臨時議長大変お疲れ様でした。  
それでは、休憩を閉じ議案に入ります。

議 長

議案第20号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第20号 非農地証明願について。

非農地証明願を受理したので下記の土地を調査した結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番併せて2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号1番、2番、当該農地は農用地区域外にある農地で、登記は畑、現況は宅地となっております。

議案第20号、番号1・2資料をご覧ください。

両番地は平成5年3月17日土地改良法による換地処分他の換地となり、〇〇番地には生垣が植栽されており、〇〇番地には物置を建設するなど、字滝本〇番〇の土地と知に宅地として利用していることから非農地化しております。

この度、申請者の住宅建築に伴い登記内容を確認したところ手続きが必要になった旨を伺っております。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

**【全員挙手あり】**

議長 全員異議なしですので、番号1番、2番は可と決しました。

議長 以上で、議案第20号、非農地証明願については、承認することに決しました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第8回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻:午前10時00分

閉会時刻:午前10時26分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年7月25日



議 長(会長) 堀 籠 勝 惠 ㊟  
署 名 委 員 菅 原 隆 行 ㊟  
署 名 委 員 早 坂 成 弘 ㊟